

| | | | |
|----------------|----|----|----|
| 務 | 00 | 01 | 5年 |
| (令和11年3月末まで保存) | | | |

交企第142号
令和5年7月7日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための交通安全教育の推進について
令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法等の整備に関する規定が令和5年7月1日から施行され、これにより、幅広い年代での手軽な移動手段として、特定小型原動機付自転車が普及することが見込まれている。

他方、近年、いわゆる電動キックボードの利用者による交通違反や交通事故が増加傾向にあり、改正法の施行後、電動キックボードをはじめとする特定小型原動機付自転車の交通違反や交通事故の件数が増加することが懸念される。

今般、特定小型原動機付自転車の運転者に交通ルールを遵守させるとともに、他の交通主体も特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解することができるようにするため、別紙のとおり、特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための交通安全教育について取組方針を示すこととしたので、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）等を活用しながら、特定小型原動機付自転車及び他の交通主体の交通の安全と円滑を確保するための取組を効果的に推進されたい。

担当：交通企画課安全教育係

特定小型原動機付自転車に係る交通安全教育の推進について

1 基本的な考え方

改正法により、特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者（以下「販売事業者等」という。）に対し、特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者（以下「購入者等」という。）に対する交通安全教育を行う努力義務が課されるとともに、民間の自主的な組織活動として行われる特定小型原動機付自転車の適正な通行についての啓発活動等の促進を図るため、関係機関・団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導等を行うこととされた。

特定小型原動機付自転車は、その運転に運転免許を要しないこととされているため、購入者等が交通ルールを十分に理解し、これを安全に利用するためには、販売や貸渡しの際に、販売事業者等が実効ある交通安全教育等の交通安全対策を行うことが重要である。

そこで、特定小型原動機付自転車の関係事業者及び関係行政機関で組織した「パーソナルモビリティ安全利用官民協議会」において、別添のとおり、特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するために販売事業者等が取り組むべき交通安全対策について示した「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、それぞれ必要な交通安全対策を講ずるものとされた。

これを踏まえ、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）等の内容に沿った効果的かつ適切な交通安全教育を実施するとともに、販売事業者等が行う交通安全教育が実効的なものとなるよう、必要な支援を行うものとする。

2 推進に当たっての留意事項

（1）特定小型原動機付自転車の運転者等に対する交通安全教育

ア 運転者に対する交通安全教育

特定小型原動機付自転車の運転者に交通安全教育を実施する場合には、信号機の信号、道路標識等に従うべきこと、交通事故発生時には報告・救護義務があること等の基本的な交通ルールを確実に理解できるよう教育を行うとともに、特定小型原動機付自転車は、原則として車道を通行しなければならないこと、いわゆる二段階右折をしなければならないこと、例外的に歩道を通行することができる「特例特定小型原動機付自転車」として、最高速度表示灯を点滅させ、構造上6キロメートル毎時を超える速度で進行することができないなどの要件を満たす場合に限られ、かつ、一部の歩道に限って通行することができるなどに留意されること。

あわせて、特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないこととされていることを説明し、その着用促進を図ること。

イ 高校生への交通安全教育

高校生は、特定小型原動機付自転車を運転することができる年齢に達していることから、学校等が特定小型原動機付自転車に関する交通安全教育を行おうとする場合には、教育委員会や学校との連携強化を図り、必要な情報の提供等の支援を行うことにより、教育現場における交通安全教育が一層充実したものとなるよう努めること。

高校生に特定小型原動機付自転車に関する交通安全教育を実施する際は、前記アに記載された特定小型原動機付自転車の基本的な交通ルールのみならず、歩行者及び自転車の交通ルールについても併せて説明を尽くすこと。

(2) 特定小型原動機付自転車の運転者以外の者に対する交通安全教育

特定小型原動機付自転車の交通ルールは、一般原動機付自転車、自転車等の交通ルールとも異なるものであり、交通の安全を確保するためには、その運転者のみならず、自動車の運転者をはじめとする他の交通主体に特定小型原動機付自転車の交通ルール、運転特性等を十分に理解させる必要がある。

特定小型原動機付自転車の運転者以外の者に対して交通安全教育を実施するときは、当該者の通行区分等に応じて、特定小型原動機付自転車との交通事故を防止するため留意すべき点を中心に説明すること。

特に、特定小型原動機付自転車の運転が禁止されている年齢の小学生や中学生等に対しては、16歳未満の者は特定小型原動機付自転車を運転することが禁止されていることについて、教育委員会等と連携を図りつつ、周知を徹底すること。

(3) 販売事業者等による交通安全教育等

ア 販売事業者への指導

購入者が正確に交通ルールを理解することができるようにするため、購入者に交通安全教育を行うこととされている特定小型原動機付自転車を販売することを業とする者（以下「販売事業者」という。）に対しても、特定小型原動機付自転車の交通ルールを十分に理解させること。

この点、一般的に、販売事業者は、特定小型原動機付自転車を貸し渡すことを業とする者（以下「シェアリング事業者」という。）と比べて、運転者に対して交通安全教育を行う機会が限られることから、販売又は車体の引渡し時に、購入者に対して十分な交通安全教育を行うよう働き掛けること。

また、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める基準に適合するものでなければ運行の用に供してはならないこと、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されているものでなければ運行の用に供してはならないこと、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより取り付けることとされている標識（いわゆるナンバープレート）を取り付けなければならないこと等について、確実に購入者に説明させ、購入者に理解させてから販売するよう販売事業者を指導すること。

さらに、16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転すること（以下「無資格

「運転」という。)が禁止されていること及びこれに違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に特定小型原動機付自転車を提供すること(以下「車両提供」という。)が禁止されていることを販売事業者に理解させ、購入者(購入者が当該特定小型原動機付自転車を第三者に利用させる目的で購入する場合にあっては当該第三者を含む。)が16歳未満でないことを確実に確認させるなど、販売事業者に改正法及びガイドラインの内容を踏まえた取組を行うよう指導すること。

イ シェアリング事業者への指導等

利用者が正確に交通ルールを理解することができるようにするため、利用者に交通安全教育を行うこととされているシェアリング事業者に対しても、特定小型原動機付自転車の交通ルールを十分に理解させること。

また、無資格運転及び車両提供が禁止されていることをシェアリング事業者に理解させ、利用者が16歳未満でないことを確実に確認させるなど、シェアリング事業者に改正法及びガイドラインの内容を踏まえた取組を行うよう指導すること。

さらに、警察として利用者による交通違反を把握した場合には、当該利用者のサービスの利用停止措置又はアカウント停止措置を講ずるよう要請すること。

3 その他

(1) 交通違反及び交通事故の発生状況に関する情報提供

必要に応じて、販売事業者等に対して、特定小型原動機付自転車に関する交通違反及び交通事故の発生状況を情報提供するなど、販売事業者等による交通安全教育の支援に努めること。

(2) 任意保険への加入促進

交通ルール等の周知に併せて、特定小型原動機付自転車に関する任意保険への加入の必要性についても説明し、任意保険への加入を促すこと。

(3) ウェブサイト、SNS等の活用

特定小型原動機付自転車に関する交通安全教育・安全利用に関する広報啓発活動を実施するに当たっては、ウェブサイト、SNS等を併せて活用するなど、時代に即した効果的な情報の発信を行い、その交通ルールが広く周知されるように配意すること。